

## 令和3年第4回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和3年4月28日 午前9時00分～午前9時30分
2. 開催場所 土佐町保健福祉センター 機能回復訓練室
3. 出席委員 (9名)  
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎  
7 伊藤正枝・11 竹政寛・13 西村尚・
4. 欠席委員 8 西村美佐江・9 澤田順一・10 川村正光・12 永野博隆・14 細川盛次 (5名)
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 秋澤雅代 書記 出島美穂
6. 議事日程

### 議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 土佐町農用地利用集積計画について

### 7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和3年第4回土佐町農業委員会総会を始めます。会場が開催通知に記載から変更となり、ご迷惑をおかけしました。欠席の委員は西村美佐江委員・澤田順一委員・川村正光委員・永野博隆委員・細川盛次委員の5名です。農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。成立要件を満たしていることを報告します。前回の総会で前事務局長から報告がありました通り、4月1日付けの人事異動により、事務局長が秋澤雅代に代わりましたので、ご挨拶申し上げます。

事務局長：改めましておはようございます。4月1日より和田の後任で農業委員会事務局長を務めております、秋澤雅代です。これから勉強し、精一杯務めますので、よろしく願いいたします。

事務局 出島：それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和3年第4回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。7番伊藤正枝委員、11番竹政寛委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は2件あります。1件目について説明します。

以上です。

会長：私から補足説明はありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：2件目について説明します。

以上です。

会長：伊藤正枝委員から補足説明はありませんか。

伊藤正枝委員：ありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。

会長：続いて第 2 号議案土佐町農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第 1 号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。今回は 1 件の諮問がありました。

以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。連絡事項について事務局よりお願いします。

事務局 出島：お手元に、報酬と費用弁償の支払い明細をお配りしています。報酬は 3 月 31 日、該当する方への費用弁償は 4 月 16 日にそれぞれ指定口座に振り込んでいますので、各自ご確認ください。つづいて、次回の農業委員会についてお知らせします。次回は 5 月 28 日、金曜日の予定です。開催の際は、いつものとおり、開催通知を郵送します。以上です。

会長：その他の件でなにか、質疑はありませんか。

和田会長：伊勢川の太陽光発電についてその後動きはありましたか。

事務局 出島：前回総会后、再度、営農受託事業者が事務局に相談に来られました。今回は、

平行して栽培したい、ということの申し出がありました。前回は、かぼちゃをやめてゆずに変更したい、という相談でしたので、5 年間収穫が見込めないものについて変更は妥当ではないのではないか、という点で県に申請可能であるか、検討をしていただいていたところです。申し出がかぼちゃを栽培する現在の計画にゆずを追加する形に変わりましたので、再度事務局から県担当課へ相談をあげ、その結果、現在の計画に追加する形であれば、申請を出してみてください、ということになりました。近々、計画の変更申請が提出される予定です。また、営農受託事業者より、総会において事業内容について直接説明をしたいとの申

し出がありました。その際は、きていただくようにします。申請がでると、いつものように、農業委員会で許可相当か、不許可相当であるかの意見を決め、その意見を付けて県に申請することになります。

和田勇委員： が大きくなったとき、パネルに対して日照権とかいう問題はでませんか。

事務局 出島： パネルの下に植える計画のようです。

西村尚委員：日光が不足すると成長は悪いと思います。

事務局 出島：屋根がないと、しびてしまうという意見が篤農家よりでており、そのためパネル下での栽培であると聞いています。

和田勇委員：場当たりの計画は困ります。

伊藤正枝委員： 傾向に育ったとき、完全に に変更できるのはいつになりますか。

事務局 出島：少なくとも5年間以上はかかると考えています。収穫ができるようになるまでは完全移行は難しいと、県との協議の中では感じています。

伊藤正枝委員：その時に、 はダメだったということになると、手遅れではないですか。

事務局 出島：それまでは、 が主計画ですので、 は栽培されている状態です。 の生育が悪ければ、 に変更は不可、という判断材料になりますね。

伊藤正枝委員：メインは、 であるので、 の生育の邪魔になるようなら困ります。 どちらもいかんとなると困りますね。

西村尚委員：敷地内の、 面積以外で試験栽培できないものでしょうか。

事務局 出島：説明では、寒さ防止のために屋根が必要なので、パネル下に植えるしかないので、パネル下はすべて、 栽培面積となっていますので、他のところというのは難しいということではないかと思えます。

伊藤正枝委員：そろそろ、 植え付けの時期になるので、申請がでてこないといかんということですか。

事務局 出島： 植えることに関しては、現在3年許可がでていますので、問題はありません。 平行で植えるとなると、許可されている内容とかわってくるので、計画を変更する申請が必要ということです。縁に一本二本植えるわけではなく増えてきますので、勝手に植えたらいかんということはお話しています。

西村尚委員：今は時期を過ぎてしまったので、植えるとしたら来年でしょうかね。 春、3月ごろ植えると思います。5、6月になると根が動くので、それまでに植えるのが原則です。

仁井田委員： 今年と来年と植え付ける計画ですか。

事務局 出島：あと2作する計画が許可されています。

仁井田委員：次の申請の時に、 又量が上がっていない場合は許可が下りないということはありませんか。

事務局 出島：許可権者は県ですので絶対ということはいえませんが、まじめに営農していれば、期間が短縮されるということはあるかもしれませんが、不許可はないのではないかと考えています。

仁井田委員： 収穫できるまでにどれぐらいの期間がかかりますか。

西村尚委員：5年は最低でもかかります。苗はある程度大きなものを植えるとは思いますが、植え付けするときは切って小さくして植えます。その後、出てきたわき目を育てて、低木仕上げる必要がありますね。

事務局 出島：今3年間の許可がでていますので、許可の内容を変更する形で申請してくる予定です。

伊藤正枝委員：農業委員会としては現地視察などをしていくようになりますか。

事務局 出島：継続して必要です。今許可がでているのも農業委員の意見を取り入れた営農をしていることや、農業委員会との関係が良好なこともある一定の評価を受けていると思っています。

西村尚委員： 他にいいものはないものではないでしょうかね。

会長：計画変更したときの許可期間はどのようになりますか。

事務局 出島：期間は延長されず、当初の許可の期間のままだと思います。

伊藤正枝委員：より椎茸の方が向いていると思います。

事務局 出島：申請が出たときには、営農受託者が直接説明をしたいとのことですので、その時には来ていただくようにします。

和田勇委員：例えば落とか植えたらどうでしょう。

事務局 出島：を選んだ理由として、農協に出荷できるというのが大きいようです。

は収穫しても、売り先を自分で用意する必要があって、売り先がないと収入にならない、また流通も自分たちで用意する必要があるというのが大きな課題です。

そのまま出荷でき、収入になる。そこに労力をさかなくてもよいことは大きいと思います。また、収穫量のデータも出荷伝票により整理できることは大きなメリットであるとのことです。

伊藤正枝委員：確かに、収穫は短期間ですね。1か月もかからず収穫するようになります。

事務局 出島：毎年苗を購入する必要がないことも大きなメリットであるそうです。毎年毎年購入する必要があることや、でしか購入できないことから、数の確保も難しいし、苗の品質も年によって偏りがあると感じているようです。

伊藤正枝委員：は確か一代交配品種なので、確かに苗を用意するのは大変だと思います。種から育てられたら自分で苗をたてられて、いいのですけども。

事務局 出島：あの面積にをうえるとなると、本数も必要ですし、苗も一つが1,000円はしたと思います。資金的にも苦しいようです。ダメになったものを補うことで対応できるので、全体での植えなおしにはならないという計画のようです。

西村尚委員：から助成する考えはないのでしょうか。

伊藤正枝委員：には土地代が入っているのだから、助成できるはずです。

西村尚委員：受託業者ができなくなれば、が営農する必要がでてきますよね。そうになると困るのはではないかと思うのですが。そうならないように、今は少しでも助成して受託業者を助ける必要があると思います。

式地委員：も思っているより手がかかりますよ。防除も必要ですし、剪定も必要です。放っておいてできるものではないですよ。

事務局 出島：受託業者は、では経営が成り立たないということで今回の変更になっています。

伊藤正枝委員：販路がないと厳しいでしょうね。

事務局 出島：収穫したものをお金にかえるということが、詰まってしまった。かたわらので少しでも現金収入を得て、生育に問題がなければ、移行していきたいということです。

西村尚委員：受託業者に後継者はいますか。

事務局 出島：受託業者は法人なので、中の人がかわりながら存続していくか、やめるのかというところでしょうか。

伊藤正枝委員：代表はだれですか。

事務局 出島：

会長：今日の協議はこのあたりでよろしいでしょうか。また申請が出てきたら、その段階で協議をしましょう。

事務局 出島：申請がでてきたときの総会は受託業者が説明に来ますので、総会の時間が長くなります。

会長：他にございませんか。

他委員：なし

会長：それでは以上で第4回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会 会長

和田 正夫

議事録署名委員

伊藤 正政

議事録署名委員

竹 政 寛